



# Tanabe East Rotary Club in 2019-20

2019-20年度RI会長

マーク・ダニエル・マローニー

第2640地区ガバナー：中野 均

田辺東ロータリークラブ

創立：昭和49年5月15日

会長：中嶋 伸和

幹事：早稲田 清司



例会場/事務所：田辺市下屋敷町81-10

きのくに信用金庫田辺支店3F

Tel 0739-24-6427 Fax 0739-34-5008

http://tanabe-east-rc.com/

E-mail info@tanabe-east-rc.com

例会：毎週水曜日 12:30～

ビジターフィー ¥2,000

## ○会長報告

会長 中嶋伸和

会長代理 岩崎泰人



■1月19日(日)～29日(水)まで 米国カリフォルニア州サンディエゴで開催された国際協議会でボルガー・クナーク会長エレクト(ドイツ)により「2020-2021年度のRIテーマ」が発表されました。

『ロータリーは機会の扉を開く』

■2月1日(土) けやきONE301 に於いて「第8回ガバナー補佐・幹事合同会議」が開催されます。ガバナー補佐として武田静也君に出席して頂きました。ご苦労様でした。

■本日のお弁当企画(奉仕B委員会)は「和づち」さんの鰻です。ご賞味下さい。

■本日のお客様は、田辺市 税務課

市民税係 係長 尾崎 純二(おざき じゅんじ)様、

資産税係 係長 小松 浩典(こまつ ひろのり)様、

庶務係 係長 大西 光則(おおにし みつのり)様です。後ほど宜しくお願い致します。

## ○幹事報告

幹事 早稲田 清司

幹事代理 野村 憲司



■例会日時変更

◎白浜RC

2月14日(金) → 2月14日(金)19:00～

場所：鉄板焼き 蘭

2月28日(金) → 休会

■メークアップ

◎2月1日(土)第8回ガバナー補佐・幹事予定者合同会議  
武田静也

■回覧

◎週報「田辺はまゆうRC」「串本RC」「橋本RC」

◎RI日本事務局より「財団室NEWS 2月号」

◎中野ガバナー事務所より

「ガバナー月信 2月号」

「ローターアクト 地区献血のご案内」

「登録用紙」「献血前のご確認」

「平和構築と紛争予防月間 リソースのご案内」

◎藤井ガバナーエレクト事務所より

「国際協議会参加の報告 2020-2021年度 RIテーマが発表されました『ロータリーは機会の扉を開く』」

「クラブ周年記念行事の御照会」

■連絡

◎2月のロータリーレートは1ドル=110円です。

◎「ロータリーの友2月号」が届いています。

◎今年も東京RC会員のクマヒラ様より「抜萃のつゞりその七十九」を頂いています。

各自トレーに入れてあります。

◎米山記念奨学会より平成31年1月1日から令和元年12月31日までの、ロータリー財団より令和元年7月1日から12月31日までの寄付に対して「確定申告用寄付金領収証」が届いています。該当者のトレーに入れてあります。よろしくお願いいたします。

◎次週2月12日(水)の例会は休会です。

次回は2月19日(水)です。

## ○本日の唱歌

雪のふるまを

唱歌委員 佐田 一三君



## ○出席報告

会員数 43名 義務免除 4名 本日の欠席者11名  
本日出席率 71.79% 1月22日の修正出席率86.84%

## ○本日のゲスト・ビジターの紹介

田辺市 税務課

市民税係係長 尾崎 純二 様

資産税係係長 小松 浩典 様

庶務係係長 大西 光則 様



## ○にこにこ報告

(敬称略)

◇田辺市税務課、尾崎係長、小松係長、大西係長をお迎えして。

愛須勝章、上原俊宏、木村壽一、後藤信博  
坂本正人、佐田一三、竹村英一、谷中順次郎  
谷本司、玉置佳範、西谷貞彦、野中信広  
野村憲司、丸山博之、渡口眞二

◇竹中悟 いよいよ来週15日に家族親睦会です。  
参加者全員が行けるよう、体調管理よろしくお願  
いします。

◇湯川和洋 うなぎいつもありがとうございます。

◇結婚記念日

泉房次郎 一昨日結婚記念日57回目を迎えました。  
金婚式(50年)の夫婦の生存率は35~50%の様  
ですので、まだまだ夫婦共元気で頑張りたいね!

本田耕二 まだまだ金婚式には遠いけど、それまで  
には少し位は痩せてね!お互い足元もおぼつかなくな  
りつつあるけど、倒れた時は負ぶって行きたいので  
ね!

山本亘 “お前百まで、わしゃ九十九まで、伴に白髪  
のはゆるまで”と言われますが、もうとっくに白髪  
が生えてまっせ~!!そこで一句  
“記念日はニコニコで知る祝いかな”感謝!!

森本修至

◇本人誕生日

那須壽子 こんにちは。私、会社の代表を辞任しまし  
て2年目になりますが、東ロータリーさんでお世話に  
なっているおかげで皆様と交流の場を持てる事に感  
謝しております。休みながらですが、これからも宜  
しくをお願いします。

◇奥様誕生日

坂本邦夫 お花いただきます。

◇岡本博 サントリーウィスキーよりシングルモルト  
ウィスキー「山崎55年」がインターネットで抽選  
申し込み始まりました。100本限定での販売で、本日  
の午前9:00~2月14日の午前8:59迄です。

ウィスキー好きの方は是非申し込んで下さい。

ちなみに、価格は1本300万円です。

岡本はすでに申し込みました。

私が当選しても、絶対、皆さんには、飲ませません!  
見るだけならOKよ!

それから、余談ですが香港にオークション会場があ  
りまして、サザビーズ香港と言います。

そこで以前に販売された「山崎50年」が、

2005年・・・50本

2007年・・・50本

2011年・・・150本

合計250本販売されていきました。販売価格は100万、  
それが2016年のオークションで850万で落札、2018年  
のオークションでは3,250万で落札されています。  
当たらんかな~と、一攫千金を狙ってる岡本でした。  
酒当たらんと、パチ当たるかも・・・

## ○今日のお弁当

温かいみそ汁に温かい鰻

日本に生まれてよかった~ 和づちさんありがとう



## ○次回プログラム

2月26日 和歌山田辺ドローンスクール 代表

「近未来の産業のカタチ」 野村晃大様

3月4日 田辺市 水道部 新谷恭伸様、谷口明様

「いつも、いつまでも水道の水」

3月11日 田辺市 環境課 環境対策係 南山洋治様

3月18日 内卓「還暦を迎えて」 谷本司君

3月25日 内卓 山本亘君

四つのテスト: 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか

## ○本日のプログラム

田辺市 税務課  
市民税係係長 尾崎 純二 様



### ◎税務課内の各業務について

市民税（個人、法人）については、市民税係が担当し、固定資産税（土地、家屋、償却資産）・都市計画税は資産税係が担当、軽自動車税、入湯税、たばこ税が庶務係で担当しております。あと、納税推進室（検収係・徴収係）があり、税務課と納税推進室が一体となって賦課徴収の業務を行っているところであります。

#### ◆市民税係

一般的に住民税とは、道府県民税と市区町村民税を合わせたもので、市県民税とも言います。前年度中の収入に対して翌年に課税されることになっております。所得税と同様に課税所得に税率をかけて算出しますが、納税時期が、当年ではなく、翌年になる点が所得税と異なります。また、住民税は、1月1日に住民票のある市区町村でその年の分を課税することになっています。次に法人住民税は、法人の事業所がある市町村で課税されることになっております。算出方法は所得から計算された法人税額に住民税を乗じたのが税額となります。また、法人の資本金別で定額な「均等割」と併せて構成されています。

個人住民税と法人住民税を合わせて昨年度の決算状況は34億7,699万8千円の税収がありました。

#### ◆資産税係

土地、家屋及び償却資産を総称し固定資産といい、固定資産税の賦課期日は、1月1日であり、その時点の所有者に、固定資産税の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金となっています。

土地に対する課税は、固定資産評価基準により、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価をしています。家屋の課税も土地同様に固定資産評価基準により、再建築価格を基準とする方法によって求めることとされています。

また、地価の上昇、下落また物価の変動に伴う、土地や家屋の適正時価を反映するため、基準年度ごと（3年毎）に評価の見直しをしており、これを評価替えと言います。次の評価替えは令和3年度となっています。

次に都市計画税についてですが、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられている税金です。課税の対象者は都市計画区域内に土地・

家屋を所有されている方で固定資産税の課税標準額に税率0.2%を掛けた額となり、当税収については、全て都市計画事業（街路、公園）の整備事業や地方債償還額に充てられる目的税です。

固定資産税（土地、家屋、償却資産）を合わせて昨年度の決算状況は33億6,870万7千円の税収がありました。また、都市計画税の決算状況は3億4,527万2千円です。

#### ◆庶務係

「軽自動車税」についてですが、毎年4月1日時点での軽自動車の所有者に対して係る税金です。

軽自動車税は、現在、軽四乗用自家用車が10,800円、軽四貨物自家用が5,000円で、平成27年度に新車新規登録から全ての車種の税額が上がるとともに、グリーン化特例制度も始まりました。グリーン化特例とは、燃費性能など環境負荷の大きさに応じて軽自動車税の税額を軽減するものを軽減課と言い、新車登録から13年経過した車両には重加算税（重課）に係る制度もあります。

また、令和元年10月から環境性能割が導入されました。自動車取得税の廃止に伴い、軽自動車の環境性能に応じて非課税、1、2、3%の4段階を基本としますが、軽自動車は当分の間 2%が上限となっています。

軽自動車税の昨年度の決算状況は3億73万2千円の税収がありました。

次に「入湯税」についてですが、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課すものです。

入湯税の税率は、入湯客1人1日につき150円となっています。入湯税も都市計画税と同様、目的税で平成30年度入湯税の収入額4,669万3千円は、全て環境衛生施設の整備、消防施設、観光振興の整備に使われております。

次に「たばこ税」についてですが、たばこに課税される個別消費税であります。

昨今行われた税制改正で、平成30年10月から、国と地方を合わせて1本当たり1円ずつ引き上げられております。あと令和2年10月と令和2年10月に引き上げられる予定となっています。

たばこ税の昨年度の決算状況は5億4,901万7千円の税収がありました。

今後もこれまでと同様、関係法令・条例に基づく適正な賦課業務を行うとともに、市の重要な財源である市税については、公平・確実の原則に則った賦課を行い、安定した税収の確保ができるよう取組んでいきたいと思っています。